

## 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県部活動大会参加支援基金条例」に対する意見）

保健体育課

### 1 概 要

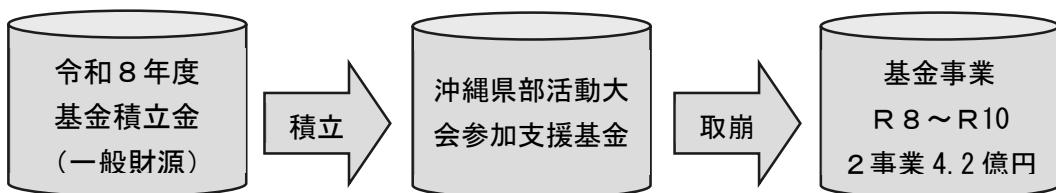
令和8年第1回沖縄県議会に知事が提出した議案「沖縄県部活動大会参加支援基金条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和8年2月2日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

### 2 「沖縄県部活動大会参加支援基金条例」案の概要

- (1) 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定める。（第1条から第7条まで）
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 【参考】

- 生徒の部活動に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、沖縄県部活動大会参加支援基金を設置する。
- 基金は、中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る）の生徒が、規則で定める団体が実施する県大会、九州及び全国大会に参加するために要する船賃、航空賃及び宿泊料を補助する事業に充てる。



### 3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県部活動大会参加支援基金条例」は、部活動に係る保護者の経済的負担の軽減を図るものであることから、異議がない旨を回答した。

## 条例案の概要の説明

部課名 教育庁保健体育課

### 1 件名

沖縄県部活動大会参加支援基金条例

### 2 制定の経緯及び必要性

- (1) 島しょ県である本県において、離島から本島まで及び本島から県外に移動する際には航空賃・船賃が必須であり、離島の中学生及び高校生が本島の大会に参加する際及び県内の中学生及び高校生が県外の大会に参加する際に要する費用（船賃・航空賃・宿泊料）は保護者の経済的負担となっている。
- (2) 家庭の経済状況に関わらず、生徒の活躍の場を確保できるよう、(1)に掲げる費用の一部を補助することにより、部活動に係る経済的負担の軽減を図る必要があることから、同費用を補助する事業の費用の財源に充てることを目的とした基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

### 3 制定案の概要

- (1) 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定める。 (第1条から第7条まで)
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (附則)

### 4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条

### 5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み

### 6 添付資料

- (1) 根拠法令等の参考条文
- (2) その他参考となる資料

## 沖縄県部活動大会参加支援基金条例

(設置)

第1条 生徒の部活動に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県部活動大会参加支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）の生徒が公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が実施する大会に参加するために要する船賃、航空賃又は宿泊料を補助する事業の費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月10日提出

沖縄県知事 玉城康裕

### 理由

中学校、高等学校等の生徒の部活動に係る経済的負担の軽減を図ることを目的として、沖縄県部活動大会参加支援基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。